

大臣認定

現在、宅地造成に使用する擁壁の建設大臣認定制度は旧建築基準法第38条の規定に基づく認定と、宅地造成等規制法施行令第15条に基づく認定の2種類があります。

この2種類の大臣認定を取得したザ・ウォールⅡは、全国すべての宅地造成の現場において認定条件を満たせば、設計・計算等の手間が不要で計画から認可までの期間を短縮し手続きも簡素化されます。

宅地造成等規制法施行令第15条に基づく認定の手順

